

決 定 要 旨

被 審 人（住所）福岡県久留米市天神町 1 4 6 番地

（名称）株式会社梅の花

（法人番号 5290001048435）

上記被審人に対する令和 3 年度（判）第 7 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 3 0 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 4 年 3 月 2 2 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 4 年 1 月 2 0 日

金 融 庁 長 官 中 島 淳 一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、福岡県久留米市天神町146番地に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部に上場されている会社である。

被審人は、特定の店舗に対する本社経費の配賦を不正に操作し、当該店舗の費用を適正額より過少に計上することにより、特別損失の計上を回避するという不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、福岡財務支局長に対し、下表のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出したものである

表

対象書類		虚偽記載			
提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容(注)	主な事由
平成28年 12月22日	第37期(平成 27年10月1日 ～平成28年9 月30日)に係 る有価証券報 告書	平成27年10月 1日～平成28年 9月30日の連結 会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属す る当期純利益が ▲75,638千円である ところを96,625千円 と記載	特別損失の 過少計上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1の表に掲げる事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1の表に掲げる事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第37期事業年度(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額1,165,321円が、

② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円

となるが、法第 26 条第 1 項の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告書が提出されていることから、法第 185 条の 7 第 14 項の規定により、
6,000,000 円に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額である 3,000,000 円
となる。